

おくやみガイドブック

〜今後のさまざまな手続きのご案内〜

吹田市



このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出などの手続きが必要となります。

吹田市では、必要な手続きを少しでもわかりやすく行っていただけるよう、主な手続きを一覧にした「おくやみガイドブック～今後のさまざまな手続きのご案内～」を作成しました。

お手続きの際のご参考になればと存じます。

手続き関係チェックシート

亡くなった方についてお伺いします。該当するところのチェック欄に「✓」をつけてください。

項目	質問	回答	必要な手続き	チェック
住民異動	世帯主でしたか	はい	世帯主変更の手続きが必要です。 →5ページ	
	実印をお持ちでしたか 印鑑登録証をお持ちでしたか	はい	印鑑登録に関する手続きは不要です。 →5ページ	
	マイナンバー（個人番号）カード・住民基本台帳カードをお持ちでしたか	はい	手続きは不要です。 →5ページ	
	特別永住者証明書をお持ちでしたか	はい	特別永住者証明書の返納が必要です。 →5ページ	
健康保険・年金	どのような健康保険に加入されていましたか	国民健康保険	被保険者資格喪失の手続き・葬祭費の請求が必要です。 →5、6ページ	
		後期高齢者医療保険	被保険者資格喪失の手続き・葬祭費の請求が必要です。 →6ページ	
		社会保険・共済組合等	必要な手続きについては会社や組合にお問い合わせください。 →6ページ	
		わからない	資格確認書を市役所にお持ちください。	
	どのような年金を受給していましたか、もしくはどのような年金に加入されていましたか	国民年金・厚生年金	必要な手続きについては市民課国民年金担当もしくは日本年金機構吹田年金事務所（予約制）にお問い合わせください。 →7ページ	
		共済年金・企業年金	必要な手続きについてはつとめ先や年金組合にお問い合わせください。 →7ページ	
		わからない	日本年金機構吹田年金事務所（予約制）もしくは市民課国民年金担当に相談してください。	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	質問	回答	必要な手続き	チェック
福祉	各種障害の手帳をお持ちでしたか	はい	手帳の返納が必要です。 →7ページ	
	重度障がい者(児)医療費助成を受けていましたか	はい	医療証の返納が必要です。 →7ページ	
	特別児童扶養手当を受けていましたか	はい	受給資格者の変更が必要です。 →7ページ	
	65歳以上でしたか	はい	介護保険被保険者証の返納が必要です。 →7ページ	
	緊急通報システムなどの高齢者在宅福祉サービスを利用していましたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →8ページ	
	18歳以下の子どもがいましたか	はい	子ども医療費助成に関する必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →8ページ	
	児童手当・児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成等を受けていましたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →8ページ	
	生活保護を受給していましたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →8ページ	
	許可保育施設や新制度幼稚園の在園児の保護者でしたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →8ページ	
	公害医療手帳をお持ちでしたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →8ページ	
	被爆者二世登録証明書をお持ちでしたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →8ページ	
	被爆者健康手帳または健康診断受診者証をお持ちでしたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →8ページ	
	特定医療費(指定難病)助成を受けていましたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →8ページ	
	肝炎治療医療費助成を受けていましたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →8ページ	

項目	質問	回答	必要な手続き	チェック
税金	市税の納付は済んでいますか	はい	納付（納付状況の確認）が必要です。 →9ページ	
		いいえ (わからない)		
	市府民税を納めていましたか	はい	相続人代表者を指定する場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。 →9ページ	
	固定資産税を納めていましたか	はい	相続人代表者を指定する場合は、相続人代表者指定届等の提出が必要です。 →9ページ	
	排気量125cc以下のバイク等をお持ちでしたか	はい	名義変更または廃車の手続きが必要です。 →9ページ	
	市税等を口座で納めていましたか	はい	口座の変更等が必要です。 →9ページ	
	相続税の対象となる資産をお持ちでしたか	はい	必要な手続きについては吹田税務署にお問い合わせください。 →9ページ	
わからない				
準確定申告（※）の対象となる収入がありましたか	はい	必要な手続きについては吹田税務署にお問い合わせください。 →9ページ		
	わからない			
土地・建物	土地・建物（登記済み）をお持ちでしたか	はい	相続登記の手続きが必要ですので、大阪法務局にお問い合わせください。 →9ページ	
	登記をしていない建物をお持ちでしたか	はい	未登記家屋異動届の提出が必要です。 →9ページ	
	農地をお持ちでしたか	はい	農業委員会への届出が必要です。 →9ページ	
その他（市役所関係）	上水道・下水道の契約者でしたか	はい	名義変更等の手続きが必要です。 →9ページ	
	市営住宅に入居されていませんか	はい	必要な手続きについては市営住宅管理センターにお問い合わせください。 →10ページ	
	犬を飼っていましたか	はい	必要な手続きについては担当課にお問い合わせください。 →10ページ	
	ごみの処理が必要ですか	はい	事前申し込みが必要です。 →10ページ	
	図書館で本などを借りていましたか	はい	返却が必要です。 →10ページ	
	吹田市スポーツ施設情報システム（オーパス）に登録されていませんか	はい	廃止手続きが必要です。 →10ページ	

※ 準確定申告…1年の途中で亡くなった方（被相続人）の収入の申告と納税を相続人が行う手続き

項目	質問	回答	必要な手続き	チェック
運転免許・車両	運転免許証をお持ちでしたか	はい	必要な手続きについては吹田警察にお問い合わせください。 →11ページ	
	車両等をお持ちでしたか	はい	名義変更または廃車の手続きが必要です。 排気量125cc以下のバイク等→9ページ その他の車両→11ページ	
官公庁以外	クレジットカードをお持ちでしたか	はい	必要な手続きについてはお問い合わせください。 →12ページ	
	生命保険にご加入でしたか	はい		
	金融機関に預金がありますか	はい		
	電気・ガス・電話・浄化槽・NHK受信料などの契約者でしたか	はい		
	新聞・雑誌等の購読をされていませんか	はい		
	各種団体等に参加されていませんか	はい		
	介護施設等を利用されていませんか	はい		
	簡素にして厳粛なご葬儀を希望されますか	はい		
お墓などを所有されていませんか	はい			

死亡に伴う手続きについて

【官公庁の手続き】 ※市役所での手続きは課名を表示してあります

	主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
住民異動	世帯主の変更 (15歳を超える方が3人以上の世帯で世帯主が亡くなったとき)	世帯主変更	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 (運転免許証等) <input type="checkbox"/> 委任状 (別世帯の方が手続きする場合)	市民課 (101窓口) ☎050-1807-2219 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227
	印鑑登録証の返納	手続き及びカード返納の必要はありません。ご自宅でハサミを入れ処分してください。		
	住民基本台帳カード・個人番号カードまたは、通知カード	手続き及びカード返納の必要はありません。		
	特別永住者証明書	特別永住者証明書の返納 ※大阪出入国在留管理局へ持参または東京出入国在留管理局おだいば分室へ郵送	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の特別永住者証明書	大阪出入国在留管理局 ☎06-4703-2190 ※送付先 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
医療保険	国民健康保険資格確認書の返却	資格確認書の返却 	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の資格確認書	国民健康保険課 (111窓口) 郵送可 (〒564-8550 吹田市役所国民健康保険課あて) ☎050-1807-2183 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う手続きについて

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口	
医療保険	国民健康保険の葬祭費	葬祭費の支給申請 	<input type="checkbox"/> 葬祭執行者であることがわかるもの（喪主及び亡くなった方のお名前が記載された葬儀社の領収書や会葬礼状等） <input type="checkbox"/> 喪主等の方の振込先金融機関の口座情報がわかるもの <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（マイナ保険証・運転免許証等）	国民健康保険課 (111窓口) 郵送可 (〒564-8550 吹田市役所 国民健康保険課あて) ☎050-1807-2183 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227
	後期高齢者医療資格確認書の返却	資格確認書の返却 	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の資格確認書	国民健康保険課 (112窓口) 郵送可 (〒564-8550 吹田市役所 国民健康保険課あて) ☎050-1807-2183 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227
	後期高齢者医療保険の葬祭費	葬祭費の支給申請 	<input type="checkbox"/> 葬祭執行者であることがわかるもの（喪主及び亡くなった方のお名前が記載された葬儀社の領収書や会葬礼状等） <input type="checkbox"/> 喪主等の方の振込先金融機関の口座情報がわかるもの <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（マイナ保険証・運転免許証等）	国民健康保険課 (112窓口) 郵送可 (〒564-8550 吹田市役所 国民健康保険課あて) ☎050-1807-2183 山田出張所 ☎06-6877-0813 千里丘出張所 ☎06-6877-0330 千里出張所 ☎06-6871-0227
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付手続き	保険料の納付が済んでいない場合は相続人が代わって納付していただく必要があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。		国民健康保険課 (113窓口) ☎050-1807-2183
	社会保険・共済組合等	加入されていた方は、会社や組合の保険担当の方にお問い合わせください。		

主な手続きの種類		手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
年金	国民年金・厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> 年金の受給、もしくは加入状況等により手続き先が異なりますので、日本年金機構吹田年金事務所、または担当課までお問い合わせください。 ※年金事務所での相談・お手続きの際は、ご予約をお願いします。 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 (平日 8:30~17:15) 		<p>日本年金機構 吹田年金事務所 ☎06-6821-2401</p> <p>市民課国民年金担当 (233窓口) ☎050-1807-2219</p>
	共済年金・企業年金等	<ul style="list-style-type: none"> 加入中の場合は会社等の年金担当の方にお問い合わせください。 年金受給中の場合は、年金支給ハガキ等に記載されている連絡先にお問い合わせください。 		
福祉	各種障害の手帳	手帳等の返納	<input type="checkbox"/> 各種障害の手帳	障がい福祉室 (116窓口) ☎06-6384-1347
	重度障がい者(児)医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 医療証の返納 相続人代表者指定届の提出 	<input type="checkbox"/> 医療証 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方の通帳と認印(朱肉を使うもの)	
	特別児童扶養手当	受給資格者の変更	詳しくは担当課までお問い合わせください。	
	介護保険	介護保険	介護保険被保険者証の返納	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証
介護保険料の納付手続き			保険料の納付が済んでいない場合は相続人が代わって納付していただく必要があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。	<p>高齢福祉室 (119窓口) ☎06-4798-5023</p>

死亡に伴う手続きについて

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
緊急通報システムなどの高齢者在宅福祉サービス	担当課までお問い合わせください。		高齢福祉室 (118窓口) ☎06-6384-1360
子ども医療費助成・児童手当・児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成等	担当課までお問い合わせください。		子育て給付課 (218窓口) ☎06-6384-1470
生活保護	担当課までお問い合わせください。		生活福祉室 (321窓口) ☎06-6384-1335
支給認定変更申請	支給認定に関わる世帯状況の変更手続きが必要のため、担当課までお問い合わせください。		保育幼稚園室 (217窓口) ☎06-6384-1592
公害医療手帳	公害医療手帳の返還及び被認定者死亡に係る遺族補償費等制度の説明	<input type="checkbox"/> 公害医療手帳 <input type="checkbox"/> 死亡を証する書類 (死亡診断書のコピー等)	成人保健課 (吹田市立保健センター5階) ☎06-6384-1827
被爆者二世登録証明書	被爆者二世登録証明書の返還	<input type="checkbox"/> 被爆者二世登録証明書	
被爆者健康手帳または健康診断受診者証	被爆者死亡届の提出及び葬祭料の制度の説明	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳または健康診断受診者証 <input type="checkbox"/> 死亡を証する書類 (死亡診断書のコピー等) <input type="checkbox"/> 各種手当証書(手当受給者のみ) <input type="checkbox"/> 原爆症認定書(原爆症認定を受けている方のみ) <input type="checkbox"/> 死亡した被爆者の住民票(除票)	
特定医療費(指定難病)助成	受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 受給者証	地域保健課 (吹田市保健所) ☎06-6339-2227
特定疾患医療証	医療証の返還	<input type="checkbox"/> 医療証	
小児慢性特定疾病医療受給者証	受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 受給者証	すこやか親子室 (保健センター内) ☎06-7220-3796
肝炎治療医療費助成	受給者証の返還 ※大阪府健康づくり課生活習慣病・がん対策グループへ郵送	大阪府健康づくり課生活習慣病・がん対策グループ ☎06-6944-9163 ※送付先 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 本館6階 健康づくり課	

	主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
税金	市税（市府民税・固定資産税・軽自動車税）の納付手続き	市税の納付が済んでいない場合は相続人が代わって納付していただく必要があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。		納税課 (204窓口) ☎050-1720-4604
	市税（市府民税・固定資産税）の納税	当市に個人市府民税・固定資産税の納税義務のある方が死亡され、複数人の相続人がいて、相続人代表者を指定する場合は、届出が必要です（相続人代表者指定届等）。詳しくは担当課までお問い合わせください。		市民税課 (202窓口) ☎050-1721-2523 資産税課 (205窓口) ☎050-1721-2751
	軽自動車・バイク等の手続き	名義変更または廃車の手続きが必要です。排気量125cc以下のバイク等の手続きについては担当課までお問い合わせください。軽自動車や排気量125ccを超えるバイク等の手続きについては、11ページをご参照ください。		市民税課 (203窓口) ☎050-1721-4360
	口座振替	亡くなった方の口座から市税を口座振替していた場合、口座の解約等が必要となります。		納税課 (204窓口) ☎050-1720-4604
	相続税	相続税の申告が必要な場合がありますので、税務署にご相談ください。		吹田税務署 ☎06-6330-3911
土地・建物	相続登記の申請	土地・建物を所管する法務局に、相続登記の申請をする必要があります。詳しくは法務局にご相談ください。		大阪法務局 北大阪支局 ☎072-638-9444
	未登記家屋異動届の提出	登記していない家屋の名義を変更	<input type="checkbox"/> 被相続人と相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書または相続人決定通知書 <input type="checkbox"/> 実印 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書	資産税課 (205窓口) ☎050-1721-2751
	農地の相続	農業委員会への届け出が必要です。		農業委員会事務局 (703窓口) ☎06-6384-2792
その他(市役所関係)	上下水道料金の精算や名義変更等	担当課までお問い合わせください。電話番号のかけ間違いにご注意ください。		水道部総務室 料金グループ ☎06-6384-1255

死亡に伴う手続きについて

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
市営住宅	市営住宅管理センターまでお問い合わせください。		市営住宅管理センター (317窓口) ☎06-6170-9926
犬の登録内容の変更	担当課までお問い合わせください。		衛生管理課 (吹田市保健所) ☎06-6339-2226
ごみの臨時収集 (有料)	お亡くなりになった方のごみを臨時に収集することができます。 事前申し込みが必要ですので、担当課までお問い合わせください。		事業課 ☎06-6832-0026
その他(市役所関係) 借出カード・ 貸出資料(本など)	借出カードは返還(廃棄手続き)が必要ですので、担当課までお問い合わせください。資料については最寄りの図書館に返却ください。		中央図書館 ☎06-6387-0071 千里図書館 ☎06-6834-0132 北千里図書館 ☎06-6834-2922 さんくす図書館 ☎06-6317-0037 江坂図書館 ☎06-6385-3766 千里山・佐井寺図書館 ☎06-6192-0516 千里丘図書館 ☎06-6877-4060 山田駅前図書館 ☎06-6816-7722 山田分室 ☎06-6875-1235 健都ライブラリー ☎06-6388-3800
吹田市スポーツ施設 情報システム (オーパス)	廃止手続きが必要ですので、担当課までお問い合わせください。		文化スポーツ推進室 ☎06-6384-2394
こころの健康相談	精神保健福祉士、保健師等が相談に応じています。 「眠れない」「気持ちが落ち込む」等、お困りのことはありませんか。お気軽にご相談ください。		地域保健課 (吹田市保健所) ☎06-6339-2227

	主な手続きの種類	手続きの窓口	問合せ先
国・府等への手続き	運転免許証の返納	吹田警察署	☎06-6385-1234
	軽自動車の名義変更・廃車等	軽自動車検査協会高槻支所	☎050-3816-1841 (平日) 8:45~11:45 13:00~16:00
	普通自動車の名義変更・廃車等 排気量が125ccを超えるバイク	近畿運輸局大阪運輸支局	☎050-5540-2058 (平日) 8:45~11:45 13:00~16:00
	府営住宅に入居中の方	株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅千里管理センター	☎06-6155-2782
	府税関係	三島府税事務所	☎072-627-1121
	雇用保険（失業保険）受給中の方	ハローワーク淀川	☎06-6302-4771
	所得税・相続税等 ※死亡した年の収入の申告が必要な場合があります	吹田税務署	☎06-6330-3911

【官公庁以外の手続き】

主な手続きの種類	手続きの窓口
クレジットカードの失効手続き等	クレジット会社にお問い合わせください。
生命保険の請求等	加入している生命保険会社にお問い合わせください。
預金の手続き等	金融機関にお問い合わせください。
電気・ガス・電話・浄化槽・NHK受信料などの精算・名義変更	領収書等に記載されている会社にお問い合わせください。
新聞・雑誌等の購読手続き	新聞販売店・書店・販売業者等にお問い合わせください。
各種団体等の手続き	各種団体等にお問い合わせください。
介護施設等の手続き	介護施設等にお問い合わせください。
規格葬儀の申込み・問合せ	最寄りの吹田市指定葬儀業者にお問い合わせください。
お墓などの手続き	お墓などを管理している事務所（寺院・公益法人等）にお問い合わせください。

※各手続きにおいて、内容によっては一度で終わらないことがあります。
 ※預金通帳の引き落とし履歴などから、契約先を確認することもできます。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する専門家の相談について

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合があります。
以下の無料相談をご利用ください。

○相続全般に関する相談（税に関する相談を除く）～弁護士による相談～

名称	場所	実施日	問合せ先
法律相談 (弁護士)	市民総務室 (市役所1階105窓口) 内の相談室	毎週火曜日・金曜日 午後1時～ 午後4時30分 (うち、お1人様25分)	予約専用電話 ☎06-6385-8181 (市民総務室)

○相続登記・遺産分割協議書作成等に関する相談～司法書士による相談～

名称	場所	実施日	問合せ先
登記相談 (司法書士)	市民総務室 (市役所1階105窓口) 内の相談室	毎月第1・3月曜日 午後2時30分～ 午後4時30分 (うち、お1人様25分)	予約専用電話 ☎06-6385-8181 (市民総務室)

○相続税に関する相談～税理士による相談～

名称	場所	実施日	問合せ先
税務相談 (税理士)	市民総務室 (市役所1階105窓口) 内の相談室	毎週水曜日 午後1時30分～ 午後4時30分 (うち、お1人様30分) ※主に国税(所得税・相続 税など)の相談	予約専用電話 (近畿税理士会吹田支部) ☎06-6319-0450 (市民税課)

※なお、本ガイドブックに掲載していない手続きや相談等もございますので、予めご了承ください。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
チェックリスト 各種手続き 3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (18 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	(22 ページ参照)
市役所外の主な手続き 4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (23 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (22 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (23 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
相続について 1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

吹田市で必要な手続きについては5 ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

委任状

広告掲載事業者

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなった方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 吹田税務署 ☎06-6330-3911
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
 ※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。必要書類等の詳細は市のホームページをご参照ください。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
 ※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問合せ先

市民課

☎ 050-1807-2219

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
月極で駐輪場を利用している	<input type="checkbox"/>	定期利用解除には手続きが必要です。 お問い合わせください。 総務交通室 ☎ 06-6872-6136	
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	大阪地方法務局北大阪支局 ☎ 072-638-9444
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 ☎ 0120-15-1515
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただき、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

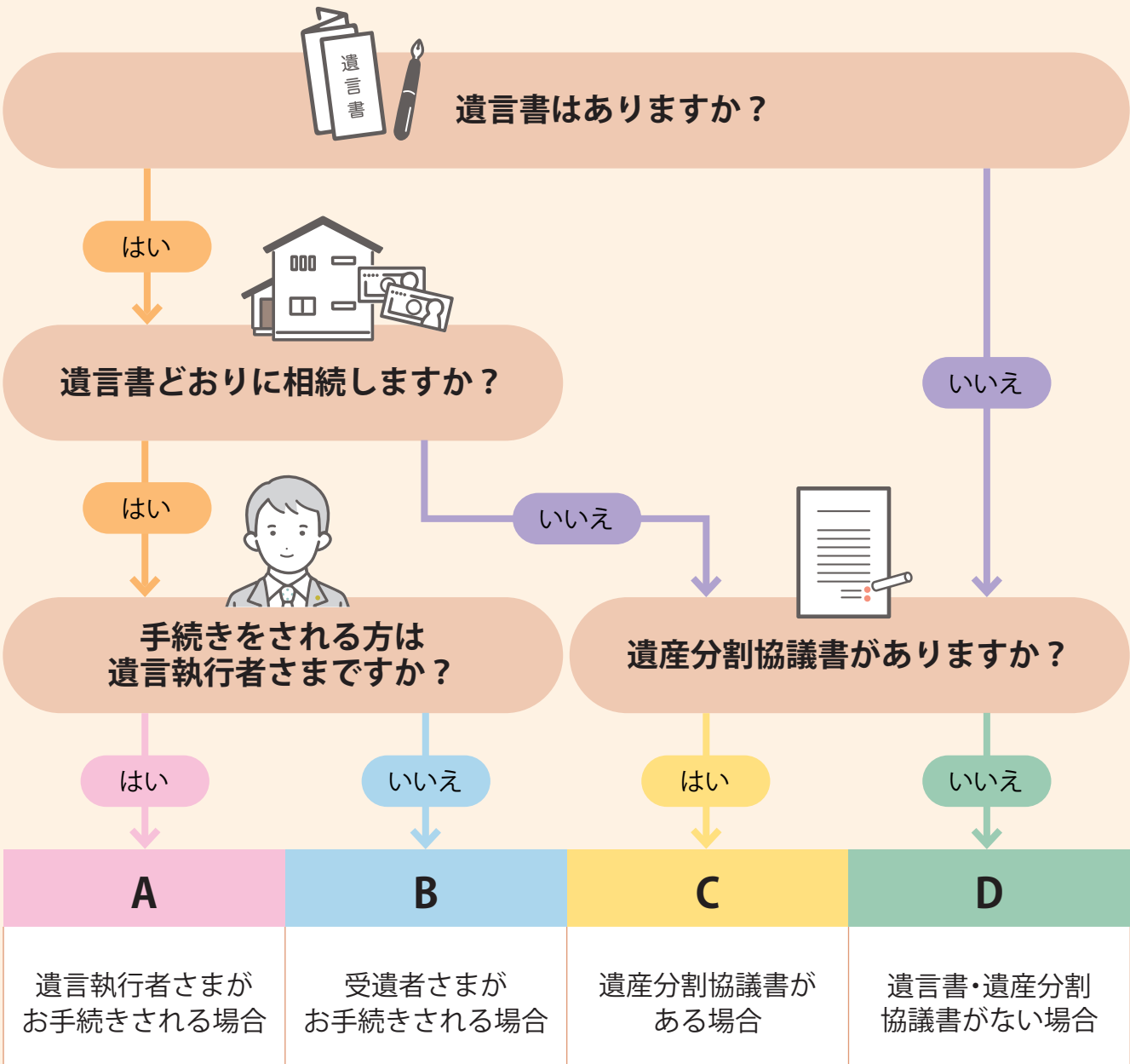
A series of horizontal dotted lines for writing.

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口で口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

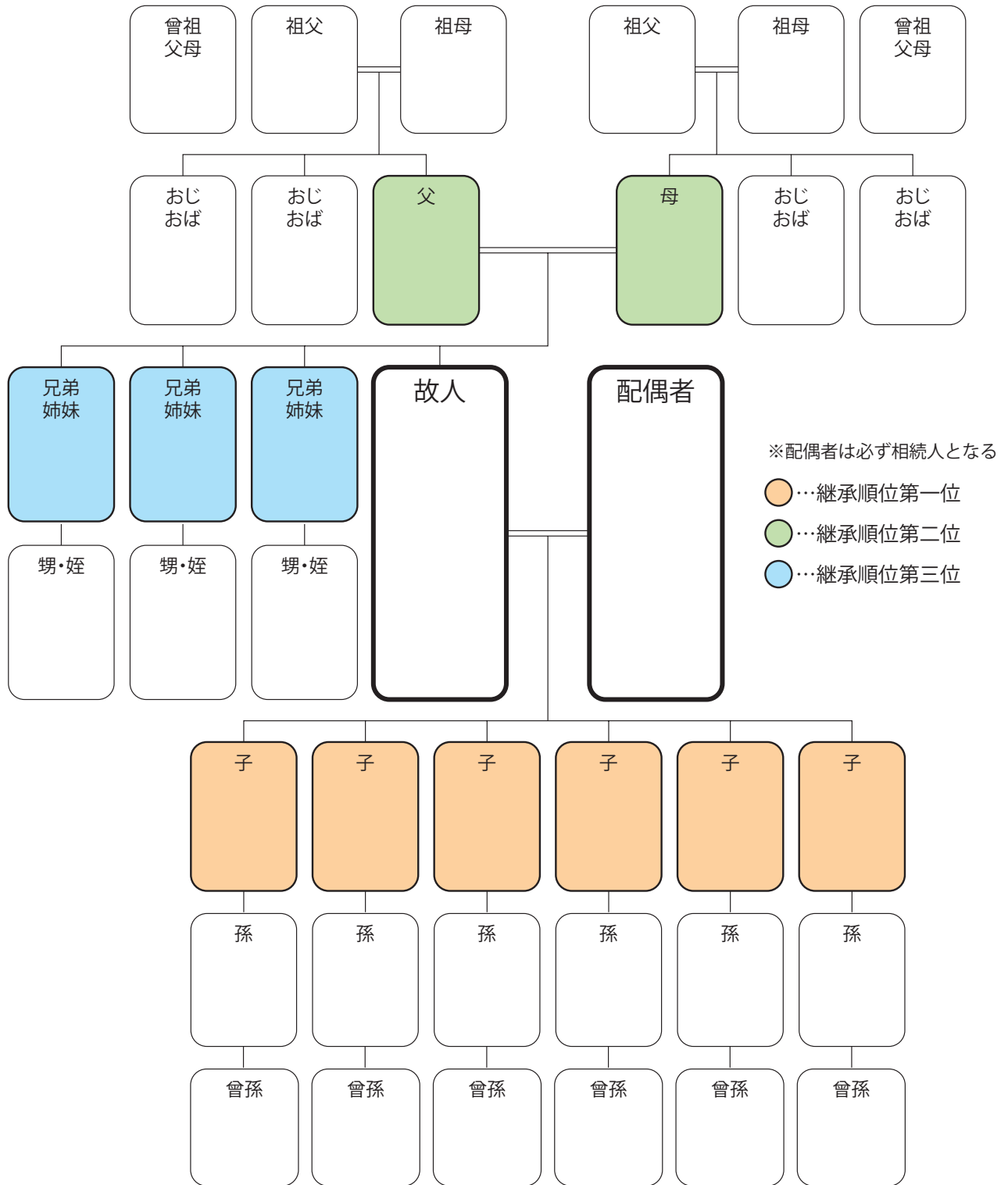
委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

※ 父母が存命でない場合は、祖父母が父母と同様に継承順位第二位となる



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されました。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

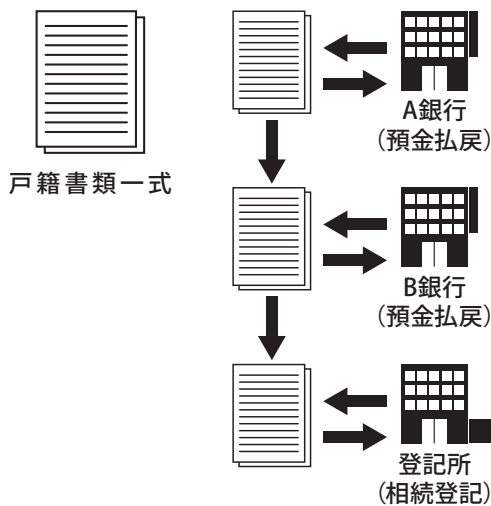
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

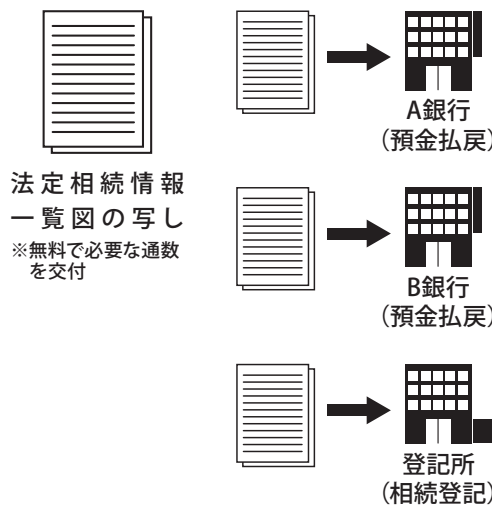
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)吹田市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

手続きが多くて不安...



ひとりで考えるより、
まずはプロに
ご相談ください。

相談無料

真心を込めて
サポートします



不動産がなくても
ご相談可能です！

弊社が提携している
相続専門の司法書士
がご対応します。

相続の専門家司法書士

による無料相談受付中！

**相続手続
遺言作成
不動産売却他**



法改正など注意点もしっかりお伝えします
2024年4月から相続登記が義務化されています。
(違反で10万円以下の過料が課される場合あり)

電話相談・出張相談も承ります！お電話ください。

思い出の詰まった
ご自宅や大切な
財産のこと、
お任せください。

グランデホーム株式会社

06-6386-7710

吹田市千里山東2-28-10-2F 大阪府知事(2)61540

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

広告掲載事業者

OMI 税理士法人



相続専門オフィス

SUCCESSION EXPERTISE

相続税申告は、相続専門オフィスにお任せください!



相続税専門の税理士による 安心の相続税申告

公認会計士・税理士・行政書士・宅地建物取引士

代表 川村 啓輔



便利なアクセス
大阪梅田駅から徒歩**1分**



お客様に安心して
ご依頼頂ける**料金設定**



税理士、司法書士等
ワンストップサービス



宅建士の資格も有
不動産の知識が豊富

詳しくはお電話・ホームページよりお問い合わせください。
初回相談は無料です。

相続専門オフィス [OMI税理士法人]



ホームページ

☎ **06-6926-4110** 電話受付 月～土曜 9:00～18:00

📍 大阪市北区芝田 1-4-8 北阪急ビル 9F





うらい会計事務所

近畿税理士会所属



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



相続税に関するご相談はお早めに

相続税の申告期限は10か月以内です。



初回から完了まで続く一貫対応
最初から最後まで続く信頼の税務対応

相続対策・相続税申告等々

うらい会計事務所にお任せください

〒564-0082

吹田市片山町1丁目3-1 メロード吹田二番館303

JR吹田駅北出口より徒歩2分

TEL: 080-4706-1973

受付時間: 平日 9:00~18:00

事前予約で土日祝相談可

URL: <https://office-urai.jp/>

登録番号: 144141

- 相続税の試算
- 相続財産の評価
- 相続税の申告
- 故人の準確定申告
- 相続財産の処分に関するご相談
- 相続人の確定申告

みんなの「完結葬」 これからは「完結葬」

「完結葬」とは、お葬儀と埋葬までを一緒にさせていただくものです。(お墓は要りません)

- ①遺体の引き取り
- ②安置
- ③法名改名の授与
- ④火葬場での葬儀
- ⑤遺骨を寺院に安置
- ⑥初七日から七回忌までの数々の法事法要
- ⑦合祀埋葬での永代供養

①から⑦がそろい、全てがかなって総額 **29.7万円**です。(税込)

業者にたよらず、僧侶に相談して下さい。参加寺院は12ヶ寺、参加僧侶は66名です。

身寄りがない方に、僧侶が喪主をつとめる「僧侶完結葬」もごさいます。
又、お墓のない方に自身の行く先を案ずる方が生前に「完結葬」を予約する
「先取りの完結葬」も申し込みが増加しています。

相談は僧侶へ

一般社団法人 仏教普及会

〒561-0834 大阪府豊中市庄内栄町 3-21-2

☎090-9252-3917

年中無休

HPはこちら



不動産の相続でお悩みではありませんか？ 不動産の相続登記から売却までリーセットグループがフルサポート

ご相談、お見積り、査定はすべて無料ですのでお気軽にお問合せください。

相続登記は怠ると
最大で10万円の過料が
課せられますので
ご注意ください。

相続登記報酬 金9800円(税込)~

適正な価格で相続
不動産を売却したいけど
かかる費用をなるべく
安くおさえたいわ。

リーセットグループには
不動産会社もごいますので、
相続登記から不動産の
売却までワンストップで
リーズナブルな費用での
サポートが可能です。



相続した不動産の
相続登記や税金は
どうすればいいのかしら？

FM大阪・FM愛知にてラジオCM放映中！
あなたの不動産相続を全力でサポートします。

HPはこちらから



司法書士法人リーセット

大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3番12号 新大阪明幸ビル8階
新大阪駅各線から徒歩10分

TEL 0120-9800-11

<https://leasset-souzoku.com> E-mail: info@leasset.com

受付時間：平日 9:30～18:00 ※土日祝 対応可 大阪司法書士会4998号



代表司法書士 武中 龍国

いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>



相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる！

- 法定相続人の人数はわかりますか？
 - 該当する相続財産をお選びください 相続税の申告は必要ですか？
- ※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。

相続手続き
無料1分診断は
こちらから！



いい相続 1分診断



▼ 診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

0120-992-467

受付時間 平日9時-20時 / 土日祝9時-18時

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

相続に関するお悩みは

ひかりアドバイザーグループが 完全サポート

相続財産の複雑な手続きをご自身で行うには労力がかかり精神的にも大きな負担となります。ひかりアドバイザーグループには、ひかり税理士法人、ひかり司法書士法人、ひかり相続センターなど、さまざまなグループ法人があります。銀行・証券・不動産の名義変更から相続税の申告まで、「ひかり」で対応可能です。



相続に関するお悩みを丸ごとお任せ!

相続税申告



Q 相続税申告が必要か、相談できますか?

A はい。初回面談は無料で承っています。



不動産名義変更・不動産売却



Q 不動産の名義変更や売却のサポートもしてもらえますか?

A はい。ひかり司法書士法人にて承ることができます。



(有)ひかり測量設計 京都府知事免許(01)第014903号

預貯金口座解約手続



Q 平日は仕事だから預金や証券の解約手続きに行く時間が取れないんだけど…

A はい。ひかり相続センターにて承ることが可能です。



相続放棄・遺産分割協議書作成



Q 相続放棄や遺産分割協議書はお願いできるのかしら?

A はい。ひかり司法書士法人にて承ることができます。



ひかりアドバイザーグループは、相続や税金に関する様々な書籍を出版しています。



この冊子をお持ち頂いた方は、書籍「新・くらしの税金百科」プレゼント(数量限定あり)

☎ **0120-306-064** 営業時間 平日9:00~17:30

※ひかり税理士法人が代表してご対応いたします。

※土日祝対応相談可



大阪事務所

阪急「大阪梅田駅」茶屋町口から徒歩3分

住所 大阪市北区芝田1丁目14-8
梅田北プレイス10階

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



その想いと共に
ご供養をはじめられる
ご家族様へ

故人との深く尊い繋がりは
生きる家族のあらたな
集いの場となります
翠光堂は、さまざまにご供養に
向き合っており、まことに
いまから、ここからはじめられる
ご家族様と共に心を寄せて
まいります

お仏壇

お家のあらたな集いの場となります
伝統型から最新の家具調まで
様々な種類をご用意しておりますので
きっとお気に入りがみつかります



お位牌・過去帳

故人様の象徴となるお位牌
あの人を想いながらお選び下さい



ギフト・返礼品

皆様から頂いたお心遣いに
感謝の気持ちをお伝えしたい



お墓・納骨堂

お墓参りは亡き人を偲び
ご先祖様に感謝の気持ちを
伝えることが出来る
ご家族の大切な行事です



— 国産仏壇専門店 —
翠光堂 すいこうどう

40年の実績を、40年後の安心へ まずはお気軽にご相談下さい

吹田本店 **0120-577-510** 〒564-0001 大阪府吹田市岸部北5-3-15
 阪急淡路駅前店 **0120-599-510** 〒533-0032 大阪府大阪市東淀川区淡路4-9-12

営業時間 AM9:30-PM6:30 定休日 年末年始・夏季休業 それ以外は毎日営業しております

国産仏壇 国産位牌 仏壇移動 洗い 線香 ローソク 念珠 墓地墓石 納骨堂 ギフト 骨つぼ 各種相談

特典：本紙ご持参で、お位牌文字彫刻代金、もしくは、過去帳筆耕代金、各一名様無料とさせていただきます

Since 2020
Suita
Tochi
Joho center

吹田市の土地・建物 お売り下さい!!!

空き家・持ち家
放置するのは
もったいない!!

あなたの大切な土地・建物を私達にお譲りください！
どんな状態でも高く買い取ります！

センター長 小谷 **どこよりも高く買い取り致します!** すあみ

え!? 相続人が48人!?

某町の200坪規模の土地。その相続人の数、なんと48人!!しかも日本全国に散らばっている。こんな気の遠くなるような事例も見事解決しました!!

ご来場した方が
だけが得をする!!

**Amazonギフトカード
2000円
プレゼント!**

※キャンペーン主催: アイワホーム株式会社
※AmazonはAmazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。

本誌をご持参いただいた方限定

※ご家族様1回限り




ふどうさんの窓口

吹田市の土地情報センター ☎ 0120-207-395

〒564-0002 吹田市岸部中1丁目29番13号
 info@suita-tochijohocenter.com

宅建業免許/大阪府知事(7)第42509号 建設業免許/大阪府知事(般-3)第103495号所属/ (社)大阪府宅地建物取引業協会/ (社)近畿地区不動産公正取引協議会加盟 広告主/アイワホーム株式会社

相続専門30年の 相続ステーション®

相続手続き 相続節税 相続税申告 遺言



戸籍収集
遺産名義変更
の代行

相続申告
3,000件
の実績

AI税務調査
でも
相続節税

株式会社 相続ステーション®

税理士法人プラス
行政書士法人サポートプラス

近畿屈指の実績 TV解説多数 / 「ミヤネ屋」「林修の今でしょ!講座」「報道ランナー」

近畿税理士会所属：第 1014 号 大阪府行政書士会所属：第 702201 号

相談累計1万件、初回相談無料

ご予約専用

☎ 0120-413-012

営業時間：平日 9:30～19:30 / 土曜 9:30～17:30

定休日：日曜・祝日



ホームページからもお問合せいただけます
<https://www.souzoku-rescue.net/>

相続ステーション 検索

YouTube
チャンネルも!

大阪府大阪市北区芝田 1-1-4
阪急ターミナルビル8階(阪急17番街)

アクセス

阪急・阪神 梅田駅スグ
JR大阪駅スグ



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続でお困りではありませんか？

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続



何から始めたらいいかわからない…

相続人がわからない…

遺言書作成



家族のために遺言書を残したい

親族間でのトラブルを防ぎたい

不安なことはどんなことでもご相談ください。

初回30分
無料

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎ 06-6318-1251

受付
時間

9:00~17:00
(土日祝日を除く)

吹田駅前法律事務所

〒564-0027 大阪府吹田市朝日町5-8 ヤマトビル2階

FAX:06-6318-1252

✉ info@suita-law.com



WebでもOK!

初回
相談
無料

相続問題は OAGグループへ

お任せください

業界トップクラス
相続税申告実績
グループ総数
10,000件
以上

相続手続きは
何から始めたら
いいの?

節税する方法の
提案をして
ほしい

どのように
相続するのが
最適なの?

相続税は
いくらかかるの?



相続に関するご相談をすべてお受けいたします



相続税の申告
所得税の準確定申告



預貯金などの
名義変更・払戻し・
解約手続きサポート



戸籍・除籍謄本等の
取得サポート



OAG税理士法人 大阪 / OAG行政書士法人 大阪

所属：近畿税理士会 (法人番号 1321)

ご予約・お問い合わせ

06-6170-3733

受付時間 平日 9:00~17:00

info-osakasouzoku@oag-tax.co.jp (受付専用)

〒564-0063 吹田市江坂町1-13-33 進和江坂ビル7階※

大阪メトロ御堂筋線「江坂駅」1番出口より徒歩1分

※「HF江坂駅前ビルディング」に2025年6月1日より名称変更



支店長

坂上 基 (税理士・行政書士)

お気軽に
お問い合わせ
ください



お問い合わせ
フォーム

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

全ての人々に安らぎを。それが私たちの喜びです。

All for you. It's our pleasure.

大阪北摂霊園は自然と共存し、
公的な施設として
未来永劫、最高の安心と最良の
サービスをお約束します。

宗旨・宗派
不問

建立葬（一般墓地）

丘陵墓所 2 m²～ 芝生墓所 3 m²～ 天空墓所 2 m²～

・墓じまい不要 ・永代管理で初期費用のみ

お申込み内容によって金額が異なりますのでお問い合わせください



小さなお墓 71.5万円～



樹木葬 16万円～



合葬 6.6万円～

大阪北摂霊園

大阪北摂霊園 管理事務所 〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山235

☎072-739-0291

営業時間：9：00～16：30 定休日：12月29日～1月3日

大阪府指令環衛第151-2号 箕面市指令市 第227号 茨木市指令市相墓経 第3号

<https://reien.toshiseibi.org/>

※樹木葬は非課税。小さなお墓、合葬は税込みの金額になります。

お気軽に
お問い合わせ
ください。

ホームページは
こちらから





司法書士法人

トータルサポート

相続の専門家（司法書士・税理士・弁護士）による
無料相談実施中！

相続相談
税金対策
遺言作成
家族信託
不動産売却



2024年4月から正当な理由がなく相続登記の義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科せられることがあります。

司法書士法人 トータルサポート

〒564-0028 大阪府吹田市昭和町1番1号アイワステーションビル2F TEL:0120-13-7838

メール: info@legal-ts.com ホームページ: takenaka-souzoku.com



↑
ホームページ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 吹田市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年11月

